

公共施設の最適化に向けた取組(素案のたたき台) に対するパブリックコメント募集結果

寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
取組全般について		19	
1	公共施設の最適化とは誰にとつての最適化なのか。一部の声の大きい施設利用者のためだけなのか。私が育った田舎の小学校では徒歩で40分、中学校では自転車で50分かけて通っていた。尼崎市には保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校がこれだけ近くに多数あることに驚いた。市の財政悪化の原因はここにあるとすぐに思った。平坦な地形で自転車の利便性が高いこの尼崎に、これだけ多数の公共施設が乱立している意味が解らない。		[意見を参考とする] 施設を利用する市民は、施設の存続や機能向上、低廉な料金の維持、予約の取りやすさなどを求めるものと思います。一方、施設を利用しない市民にとっては、そうした施設よりも教育や住宅など他の施策に税金を充てることを望まれるものと思います。さらに、過去のまちづくりにおいて発行した多額の市債等の償還が、結果として今般の財政を圧迫している大きな要因となっていることから、今後進めるべき施設の更新等も、一定の財政規律の下、後年度に過度な負担にならない範囲で実施しなければなりません。
2	今回の見直し対象施設が全ての市の施設となっていないのはなぜか。学校、幼稚園、老人センター、公民館(分館)や総合センターはなぜ最適化しないのか。しがらみがあるからではないか。市は誰を守り、誰を切り捨てようとしているのか。		公共施設の最適化に向けた取組とは、必要最小のコストで、様々な立場の市民が受ける便益が全体として最大になるよう、施設の数や規模、部屋や設備等の仕様、施設で提供するサービス、施設の維持管理等のあり方を考え、実現していく取組であり、そのためにも、施設の利用者だけでなく、幅広い市民の皆様からご意見をうかがいながら、各種の取組を進めていく必要があると考えています。
3	地区会館と支所の統合を「最適化の取組」としているが、誰にとつての最適化であるのか。園田地区会館がどうなるのか不安を感じるとともに、統合の進め方に疑問を感じる。		なお、今回の取組は公共施設の最適化に向けた第1歩であり、今後は、それぞれの施設の数、配置や機能の最適化とともに、持続可能なまちづくりを進めるため、公共施設全体の状況を把握するなかで、経済的なコストで、適量かつ良好な品質の施設の提供を目指して取り組んでまいりたいと考えています。
4	市民サービスを切り捨てる前に、どれほどの自助努力をしたのか。職員削減、賃金カットをどれほど断行したのか。		[その他] 職員数については、10年前の平成13年度には4,400人弱、人口10万人あたり950人弱でしたが、その後の人員削減の取組を通じて、平成23年度では3,000人強、人口10万人あたり670人弱までスリム化を進めてきています。 職員の給与水準についても、各種手当の見直しや給料水準の引き下げを行うとともに、技能労務職給料表を新たに導入するなど、その適正化に取り組んでまいりました。 また、現下の厳しい財政状況のなか、平成14年度以降は給料等の削減措置も講じています。近年では、平成20年度～平成22年度の間、地域手当の削減措置(最大85%削減)を行うとともに、平成22年度からは期末・勤勉手当の削減措置(最大25%削減)を、平成23年度からは給料そのものの削減措置(最大8%削減)を実施し、人件費の縮減に努めています。 このような取組の結果、10年前の平成13年度に約495億円であった人件費総額は、平成23年度は約304億円となり、10年前と比較すると、191億円(約39%)の減となっております。(いずれも一般会計の数値)
5	巷間では、市営住宅隣接地は、地価が3割減すると評価されている。別敷地とは言え、市役所用地を売却するなら地価の実勢価格に影響のない土地利用をすべきである。差別廃絶・人権重視の立場からは好ましい観点からの課題ではないが、財政難に立脚した観点からは必要である。		[すでに盛り込み済み] 公共施設の最適化に向けた取組において、施設の集約化や廃止等による跡地利用については、現役世代の転入・定住を促進するため、基本的には優良な住宅等の形成を図るために活用する方向で検討することとしています。ご指摘のような、地価への影響を理由とするものではありませんが、現在のところ、そうした敷地に市営住宅を建設する考えはありません。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
6	市にお金がないことは百も承知であるが、公共性を考えれば、赤字でもやらねばならないことがあるのではないか。		[意見を参考とする] 本市の歳入は、景気の先行きが不透明ななか、法人市民税や固定資産税の減収が見込まれ、市税収入の大幅な回復が見込めない状況となっています。また、歳出面では、扶助費や公債費等の義務的経費が引き続き高い水準で推移し、きわめて厳しい財政状況が続いています。
7	方針が行政の効率化を求め、財源確保を重視したものであり、多数市民のニーズに応えたものとは言いがたい。		こうしたなか、行財政構造改革推進プラン等に基づき各種事務事業の見直しを行うとともに、投資的経費やその他の経常的経費、人件費の削減措置を講ずること等により、収支改善のための取組を行っていますが、平成24年度予算においては、なお解消しきれない収支不足が約45億円生じる状況となっています。
8	全体として、経費が浮くことを最低限の目標設定にすべきである。		ご指摘のとおり、こうした状況下でも市民ニーズや喫緊の行政課題に対応していかなければならず、限られた財源のなかで優先順位をつけ、効果的かつ効率的な行財政運営に努めていかなければなりません。 そうしたなかで、今回の取組では、将来の負担を見据え、コストと便益の最適化を図ることを第一の目的としながら、必要な施設や機能について、市民の意見も踏まえ十分検討し、その整備にあたっては、施設の複合化による集約を行い、そこで生じる遊休地を売却することで、建替え等に要する財源を一定確保することとしています。 また、公共施設の見直しにおいては、厳しい財政状況を前提条件として、コストの削減も視野に入れて取り組む必要があると考えています。
9	他都市比較し、優位にするか、劣位にするか、財政力比較で劣位を甘受するか、判断材料とすべきである。財政圧迫分野に関しては、市税投入を極力抑制する観点が必要である。利便性に関しては、片道バス券交付、片道タクシーチケット交付、有料駐車場利用レシートバックも考えるべきで、単に地理的なロケーションで比較すべきでない。		[その他] 本市の歳入は高度経済成長を背景に昭和40年代に急増し、豊かな財政に支えられるなかで本市独自の福祉事業等を実施したり、公共施設をきめ細かく整備してきました。しかしながら、現在は状況が一変しており、今日の厳しい財政状況や、ピーク時から10万人以上人口が減少していることなども踏まえると、公共施設や行政サービスの見直しは避けられない課題であると考えています。 その際には、単に財政圧迫分野だから予算を削る、他市より施設が多いから減らすということではなく、公共施設全般にわたって老朽化等の状況を把握するなかで、現在及び将来の本市のあり方も見据え、公共施設に係るコストと便益の最適化を図る必要があると考えています。 なお、施設配置については、本市の狭い市域面積や平坦な地形のほか、移動手段として自転車、徒歩も多く選択されること、また、身近な公共交通としてバスも利用できるというような諸条件を踏まえるなかで、地理的なロケーションをまず検討するのが合理的であると考えています。その上で、それだけではカバーできない範囲については、ご意見のようなソフト対応の是非に関し、費用対効果の検証を行うなかで、検討する必要があると考えています。
10	この狭い市域になぜ6つもの同じ施設があるのか疑問に思っていた。今や人口は55万人から45万人に減少し、モーターボートの売上もなくなったと聞いた。一度、同じような状況の市と比較してみたい。この狭い市域に支所、地区会館、地区公民館、地区体育館がなぜ必要なのか。たまに行ってもガラガラの状態であることを目にする。無駄なお金を垂れ流すのはもうやめてほしい。		[意見を参考とする] 本市はこれまで右肩上がりの税収や収益事業収入に支えられるなかで、人口の増加等に合わせて施設の整備をしてきましたが、今回の取組においては、行政サービスの窓口機能については、より効率的な配置に向けた集約化を行うこととしています。また、地域振興センター、地区会館、地区公民館については、地域コミュニティ強化と地域における活動の場の確保が今後も必要との考え方から、引き続き6か所に存続することとしています。 ただし、地区会館と地区公民館については、「素案策定の基本的な考え方」において、「今後の利用状況の見極め等を行う」ともしています。利用状況が極めて低位な施設については、今回は建替え等の対象としなかった地区体育館も含め、施設の更新時期を見据えるなかで、さらなる見直しを検討する必要があると考えています。
11	「素案策定の基本的な考え方」のなかでも謳われているように、人口減少、厳しい財政状況、民生活などにより、「総量の圧縮による施設規模の適正化を図るべき」と思うが、「素案のたたき台」の中では、それが読み取りにくく、施設ごとの総量が増えるのかそのままなのか、減なのかを明確に示すべきである。		[その他] 「素案のたたき台」については、「素案策定の基本的な考え方」に基づいて策定しており、総量の圧縮等の考え方を踏まえたものとなっております。 仮称・保健福祉センターを新たに2か所設置することなどの案については、総量の圧縮につながる取組かどうか分かりにくかったかもしれませんが、今回の取組については、基本的には施設や窓口を集約化し、より効果的・効率的に行政サービスを提供しようとするものです。 なお、今回対象としている施設の現状の総延床面積は25,500㎡程度ですが、集約後は、仮称・保健福祉センターを新たに設置することで増える部分を含めても、全体で22,000㎡程度まで減らすことを想定しています。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
12	総じて、この取組をファシリティマネジメントと称するには、あまりに稚拙な計画であり、ゼロからの再考を推奨する。市所有の施設、市が関わって建設した施設、全てをもう一度たな卸して、再配置計画をつくるべきである。		<p>[その他]</p> <p>本市におけるファシリティマネジメントの定義を含め、公共施設の最適化に向けた取組を長期的に進めるにあたっての考え方は、「素案策定の基本的な考え方」の「2 最適化に向けた取組の考え方」でお示しているとおります。</p> <p>その考え方にに基づき、当面喫緊の課題として、本市の公共施設のなかでも特に老朽化が進んだ支所等を対象に、建替え等の進め方を取りまとめたものが、今回お示した「素案のたたき台」です。</p> <p>今回の取組は、公共施設の最適化に向けた長期的な取組の第1歩であり、今後は、それぞれの施設の数、配置や機能の最適化とともに、持続可能なまちづくりを進めるため、公共施設全体の状況を把握するなかで、経済的なコストで、適量かつ良好な品質の施設の提供を目指して取り組んでまいりたいと考えています。</p>
13	全て反対はしないが、色々な考えを全て検討してその結果を公表し、理解を得られるようお願いする。		<p>[その他]</p> <p>今回の取組については、例えば、「素案のたたき台」において、保健福祉の窓口設置に係る検討段階での選択肢などをお示しているほか、市民説明会の場なども活用するなかで、案の策定に至る市の考え方を説明し、意見交換を行っています。</p> <p>また現在は、各地区に建設する複合施設の設置場所や、窓口の集約後も地域に残す業務内容等について市内部で検討しているところであり、考え方がまとまり次第、改めて説明会等を開催したいと考えています。</p>
14	計画内容を市報にも載せず、地区会館の利用者にも説明せずに、説明会や意見募集をしているが、これは市民が分かるようになる前にことを進めようとしているとしか思えない。		<p>[その他]</p> <p>今回の取組内容については、施設を利用しない方も含め、幅広い市民の皆様からご意見をうかがいたいと考えています。</p> <p>そこで、まず「素案策定の基本的な考え方」を取りまとめた段階で、市のホームページにその内容を掲載するとともに、市民意見公募手続と市民説明会の実施について、市報、ホームページでお知らせしました。併せて、公開の場における政策推進会議、議会の総合計画等特別委員会、各地区の支部社協の常任理事会等でもお示しして、ご意見をうかがうとともに、市長の定例記者会見でも内容を公表し、複数紙の地方版に掲載されました。</p> <p>さらに、「素案のたたき台」でもほぼ同じ手続を踏むとともに、市民説明会の実施にあたっては協働推進員を通じた各戸向けの回覧も行い、開催の周知を強化しました。</p> <p>今後も折に触れて内容の広報、周知に努め、多くの市民の皆様からご意見を聴取したいと考えています。</p>
15	今回のパブリックコメントの結果を踏まえて3月以降に成案化するとあるが、「素案のたたき台」からいきなり「市の案」になるのはなぜか。		<p>[その他]</p> <p>「素案」とは、原案になる前の、大もとの考えや案を指す言葉です。本来的には市民意見等を踏まえた修正もあり得る案ですが、「素案策定の基本的な考え方」に係る市民説明会の際、「素案」という言葉を持つイメージとして、「ほぼ確定して修正余地がほとんどない案」という受け止め方をするとの声がありました。</p> <p>また、今回お示した内容のうち、窓口集約後の対応として、今後も地域に残す業務の内容や担い手、また、各地区に建設する複合施設の設置場所については、市民意見公募手続や市民説明会等の場でいただいたご意見も踏まえるなかで、市の考え方や候補地の案をまとめることとしていることから、「たたき台」という言葉を付け加えたものです。</p> <p>今後、それらの内容についても改めてご意見をうかがい、成案化に向け取り組んでいきたいと考えています。</p>
16	建物管理コストを庁費などという費目にし、行政コスト、受益者負担原則、財政圧迫部門への偏重投資をあいまいにすることのないようにしてほしい。		<p>[意見を参考とする]</p> <p>ご指摘の内容については、可能な限り分かりやすくお示できるよう、市民向けの資料作成や説明会の場などにおいては、文章表現等に配慮したいと考えています。</p>
17	施設の建替えにあたっては、2階建て以下の鉄骨造とし、市内臨港部に借地の土配置すべきである。		<p>[その他]</p> <p>災害時、特に津波への対応を考慮すると、新たに建設する施設は3階建て以上の高さが必要であるとと考えています。加えて、市内全域からのアクセスを勘案すると、臨港部への施設設置は難しいと考えています。</p>

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
18	<p>老朽化、耐震性の問題を抱える公共建築の建替えが行なわれようとするなか、機能性や利便性また合理性について考えることは大切だが、文化面、景観面から公共建築について考える視点も必要である。</p> <p>何度でも訪れたいと思う建築物が市の建物にはほとんどない。財政困難のなか、将来公共の建築物を造るチャンスは減っていくと考えるが、これからは「100年先の尼崎市民に感謝されるような」歴史的に意味のある建築物を「戦略的」に造っていくべきである。</p> <p>阪神間で活動している世界的に有名な建築家にも（例えば安藤忠雄など）仕事を発注すべきではないか。世界の建築史にそれらの建築物が「記録」されることで、将来海外からも彼らの造った建築物を親に尼崎を訪れるようになるからである。</p> <p>「尼崎のブランド力」を上げるためには、良い建築物を造ることが絶対必要条件である。</p>		<p>[その他]</p> <p>本市では、都市美の形成を推進し、誇りと愛着と活力のある美しいまちを実現するために、景観法に基づく景観計画として「尼崎市都市美形成計画」を策定しています。</p> <p>当該計画において、公共建築につきましては、都市美形成の先導的役割を担っていることから、地域の都市美形成拠点となるよう、特に地域特性に配慮し、都市美誘導基準に基づき周辺景観と調和したデザイン、色彩とするなど、整備、維持の方針を定めています。</p> <p>公共施設の最適化に向けて実施する施設の建替えにおいても、一定規模を超える大規模建築物については、都市美アドバイザー（デザインの専門家）による助言を得るなど、地域の景観形成の核となるような施設景観の整備、維持に努めてまいります。</p> <p>なお、本庁舎については、今後、建替え等の検討を進めることとしていますが、その際には、都市美形成の観点も大切にしたいと考えています。</p>
19	<p>本庁舎は村野藤吾氏設計の建築昭和史における日本の重要な財産であり、建て替えずに是非保存していただきたい。</p>		
施設の建替えと市の財政について		10	
20	<p>集約して建て替えるのではなく、施設と機能の配置を減らしてほしい。誰のお金でこの計画を進めようとしているのか、真剣に考えてほしい。</p>		<p>[その他]</p> <p>過去のまちづくりにおいて発行した多額の市債等の償還が、結果として今般の財政を圧迫している大きな要因となっていることから、今後進めるべき施設の更新等も、一定の財政規律の下、後年度に過度な負担にならない範囲で実施しなければなりません。</p> <p>今回の取組では、将来の負担を見据え、コストと便益の最適化を図ることを第一の目的としながら、必要な施設や機能について、市民の意見も踏まえ十分検討し、その整備にあたっては、施設の複合化による集約を行い、そこで生じる遊休地を売却することで、建替え等に要する財源を一定確保することとしています。</p>
21	<p>文面全体的に「建替え」という考え方が多すぎる。建物を安易に建て替えるのではなく、厳しい財政状況の中では、少々使い勝手は悪いとしても、長寿命化を図り、経費削減を図るべきである。また、資産の縮小という観点から、民間ビルの賃貸なども大いに視野に入れるべきである。危機的な財政状況を乗り切るためには、ぎりぎりの選択が必要である。</p>		
22	<p>公共施設の老朽化に伴って建替えが求められることは理解するが、市は厳しい財政状況の中で様々な行財政改革を進めているところである。今回の公共施設を集約して、建替えを行うことに対し、一部施設跡地の売却を行うとしても、まだまだ多額の資金が必要となる。今でも、行財政改革によって市民サービスの低下が進んでいるところである。この様な状況の下では、施設の改修などに重点を置き、公共施設の建替えは財政状況が好転するまで延期するべきである。</p>		
23	<p>多目的ホール等をなし崩しに建設して、赤字の事後納税者負担は理解できない。</p>		
24	<p>これ以上、市の借金を増やさないでほしい。今の子ども達が将来、どれだけの借金返済をしなければならないのか。</p>		
25	<p>毎年のように赤字赤字と大々的に宣伝しているこの都市に、誰が好き好んで住むと思うのか。市も議会もよく考えてほしい。</p>		
26	<p>文面全体的に、「建替え」という考え方が多すぎる。</p> <p>鉄筋コンクリートの建物の寿命は一般的に65年と言われるが、適切な維持管理をすれば、100年以上、持つものである。すぐに建て替えるのではなく耐震性能がかなり悪くても耐震改修は可能であり、明らかに経済的である。同一場所で機能を残すのであれば、耐震改修して有効活用すべきである。</p>		<p>[その他]</p> <p>しゅん工から30年以上が経過している施設については、旧耐震基準で設計されているとともに、経年による劣化も懸念されます。本市の施設管理上の課題として、これまでは保全を十分に行っていないことも、施設の劣化への懸念を高める要因となっています。</p> <p>また、耐震改修工事自体は施設の寿命を延ばすものではなく、いずれは建替え等が必要となることから、老朽化が進んだ施設については、今回の取組のなかで複合化による集約を行い、生じる遊休地の売却により一定の財源を確保し、建替えを行うことが、経済的であると考えています。</p> <p>その上で、新たに建設した施設については、今後、適切な保全を計画的に行い、長寿命化を図ってまいります。</p>

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
27	集約化して建て替えるのではなく、なぜ今ある施設を活用しないのか。小学校、中学校、高校の中に、公民館や地区会館機能を入れるべきである。		<p>[その他]</p> <p>学校と公民館・市民会館等とを複合化する場合、不特定多数の人が出入りすることへの対応として建物内で区画を分けるなどの防犯対策を施したり、公民館等の利用実態を踏まえた防音対策等も必要となるため、他市の事例を見ても、そうした施設仕様について、予め設計段階で計画した上で、新設されています。</p> <p>また、既存の学校施設を使用する場合は、放課後や休日に開放したり、保育所や福祉施設のように、利用者が限定的で管理しやすい施設として開放されています。</p> <p>本市においても、仮に既存の学校施設で公民館や地区会館との複合化を行うとすれば、防犯、防音等の対策が必要となり、施設の改修や管理面での高コスト化が懸念されることから、現時点におきましては考えておりません。</p>
28	小中学校の統廃合が進んでいない。また、今の統廃合計画では甘すぎる。昨年の国勢調査の結果や直近の人口推計に基づき、もう一度、小中学校の統廃合計画を策定する中で、学校施設を活用して公共施設の集約化を図るべきである。		<p>[その他]</p> <p>本市では、学校の統廃合等について、教育上適切な児童・生徒集団を確保し、良好な教育環境を創出することを目標に、小・中学校ともに全学年で12～24学級を学校の適正規模と捉えて、12学級未満の過小規模校の解消を目指して取り組んでいます。</p> <p>統廃合の対象としている学校以外にも過小規模化しつつある学校があることから、現在の尼崎市立小・中学校適正規模・適正配置推進計画(第2次計画)以降の取組については、国勢調査の結果や今後の児童・生徒数の推移を参考にしながら検討してまいります。</p> <p>その上で、公共施設の再配置を考える上では、統合により廃止となる学校施設、敷地の活用も検討したいと考えています。</p>
29	尼崎市内を見ていると、小中学校でも建て替えている物件が他都市と比べて、かなり多すぎる。文部科学省も、耐震化の推進のため、建替えて膨大なコストを費やすよりできるだけ改修で行うことを推奨している。尼崎市だけが耐震基準を過大に厳しくしているのではないのか。		<p>[その他]</p> <p>本市の市立学校施設耐震化事業は、工期及び事業費を圧縮する観点から、尼崎市立学校施設耐震化推進計画改訂版(平成23年12月)にもお示ししているとおり、耐震補強を前提に進めております。</p> <p>しかしながら、本市の市立学校施設は、昭和30年代後半から昭和50年代にかけての児童生徒急増期に多くの校舎・体育館が建築され、新耐震基準施行(昭和56年)以前に建設された校舎・体育館の割合が他市に比べて非常に高いことが特徴となっております。</p> <p>このような状況におきまして、耐震診断の結果、老朽化が著しく耐震補強が適切ではないと判断される場合など、必要やむを得ない場合に限り、改築を行っているところです。</p>
受益者負担について		2	
30	民間では、社員用住宅で公租公課以下の家賃設定をした場合、給付と判定されるが、市は条例を根拠に無償貸し付けも可能などとし、平然と公租公課相当額に満たない賃料を設定しているというように、受益と負担の関係が不適切になっている。受益者負担金の算定には、地代相当額、機会費用、資産価値からの観点を反映するべきである。		<p>[その他]</p> <p>各施設は福祉の増進という観点の主眼において設置しており、民間の施設のように、使用料で全ての運営費用を賄うという考え方はしていませんが、税金を投入して維持管理、運営している以上、利用しない市民との公平性や、受益者負担の観点が必要と考えています。</p> <p>使用料については、行財政構造改革推進プランの取組において、受益者負担の適正化の観点から、原価率の実態調査結果に基づく使用料・手数料の改定に係る取組を平成21年度に実施し、平成22年7月1日から各施設等において新料金に改定いたしました。また、平成23年度には使用料の減免制度の見直しに係る取組を実施しています。</p>
31	来年度の取組で、小学校の運動場開放について料金を徴収すると聞いたが、全く当たり前のことである。まだまだ無駄があると思うし、収入を増やす方法もあると思う。		
施設の複合化について		2	
32	施設の複合化は、建物の社会的劣化速度が異なり、施設見直し時期の合理化が阻害される。消防、建築基準法等規制が強化される、エレベータなど共用部分が広がる、バリアフリー対策範囲が増高する、施設ごとの共用部分負担水準などが課題になる。地価の水準が低く、空地が多い状況で、建物の複合目的化は、合理的でない。		<p>[その他]</p> <p>公共施設の最適化に向けた取組において、施設の複合化は、各施設を単独で建て替えることが財政的に難しいなかで、施設の集約で生じる遊休地の売却により、一定の財源を確保しながら建替え等を進めていくための手段であり、複合化自体を目的とするものではありません。</p> <p>一方、施設の複合化は、場合によっては将来的な施設の柔軟な運用・見直しの妨げにもなり得ることから、どのように複合化を行うかにつきましては、今後も慎重に検討する必要があると考えています。</p> <p>なお、施設の設置場所としては、基本的には市有の遊休地等を活用することとしており、本市の厳しい財政状況のなかで、新たな敷地を別途購入または賃借することは困難であると考えています。</p>
33	施設の複合化はコストの割高につながる。エレベータ、エスカレータの設置の必要性、施設単位での空調・冷暖房の稼働等の不効率性や、地価の低廉、市内臨港部の空地状態等を勘案すれば、建物の複合化は無駄遣いである。		

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
市役所第2駐車場の複合施設について		8	
34	財政難で、市税の徴収率が県下最低の80%台である。市役所にガバナンス力が無い。赤字法人がいちばん最初にするのは自社本社ビルのレンタル化である。市役所が臨海部の広大な空き地の一部に、借地で移転するとの大方針が必要である。現市役所用地は売却し、高額所得者が居住可能な街として整備するよう民間デベロッパーに払い下げる。少なくとも市役所移転の選択肢を奪いかねない別棟新増築は、財政難の法人が取り組む課題ではない。		<p>[その他]</p> <p>本市の財政状況を踏まえれば、敷地については市有地の活用をまず考えるべきですが、施設の建設、所有形態については、PFIの導入など、様々な選択肢も考えられることから、施設の供用開始時期等の条件も踏まえるなかで、本市の財政にとって、より負担が少なくなる方向を検討する必要があると考えています。</p> <p>ただし、設置場所については市内全域からの通所の利便性を考慮する必要があり、あえて市の南端に設置するのは合理性を欠くものであると考えます。</p> <p>また、今回、第2駐車場の複合施設に設置しようとする機能は、基本的には近隣に本庁舎があることを前提とするものではなく、今後、本庁舎の位置を検討する際の制約条件にはならないと考えています。</p>
35	第2駐車場用地は、何の条件もつけることなく売却すべきであり、応札者が最大有効利用し、担税力涵養につながる活用が必要である。少なくとも固定資産税、都市計画税は徴収可能になる。		<p>[その他]</p> <p>市役所第2駐車場は現在でも多くの来庁者のご利用があり、混雑していることから、仮に複合施設を建設しないとしても、少なくとも本庁舎がここにある間は駐車場として存続する必要があると考えています。</p> <p>その上で、この敷地が市内全域からのアクセスがよい市域の中ほどに位置し、一定の規模を有することを踏まえると、単純に売却するよりも、まずは公共施設の設置場所としての活用を考えるべきと判断し、老朽化が進む中央公民館、窓口の集約・強化のため新設する仮称・保健福祉センター等を含む、複合施設の設置場所として活用することにしたものです。</p>
36	市役所第2駐車場に複合施設を建設するのは反対である。なぜ既存施設を活用しないのか。出屋敷リベルがゴーストタウンのようになっているのは誰の責任なのか。複合施設は建設せず、出屋敷リベルを活用すべきである。この狭い平坦な市域で、近い遠いの論議は無意味である。		<p>[意見を参考とする]</p> <p>施設の設置場所については、市民の利便性の観点を第一に考える必要があり、市内全域からのアクセス等を考慮して場所を選定したものです。</p> <p>一方、再開発事業で整備した商業施設につきましては、空き床の増加などの問題が顕在化しているところであり、公共施設の最適化に向けた取組においては、それらの空き床の利活用も重要な視点であると考えています。</p>
37	多目的ホール等については、独立採算で運営することを前提とするべきである。		[その他]
38	多目的ホール等については、土地代相当額、建物賃料相当額、減価償却費、ビル共益費、光熱水費、事務費を算定し、利用者負担(受益者負担)の原則を確立すること。使用料の原価を事前に数値化しておくこと。		<p>各施設は福祉の増進という観点を主眼において設置しているもので、経済性がまず求められる民間施設とは根本的に異なります。税金を投入して維持管理、運営している以上、例えば、幅広い市民が利用していること、一部の団体だけが多頻度に利用するような状態になっていないことなどの公共性は問われるものの、独立採算に見合う料金負担が可能な団体がないことや、使用料で施設の運営費用が賄えないという状態をもって、実際の需要がないと判断したり、テントや公園での集会を市民に求めたりすることは、妥当ではないと考えます。</p>
39	多目的ホール等については、事前に稼働率、利用要望団体の負担能力を確認すること。能力がない場合、実際の需要が無いと判断するべきである。		<p>ただし、経済性を完全に否定するものではなく、施設設置の是非や施設の仕様、運営方法等について、より効果的・効率的な方向へ改善を図るべく、検討する必要があると考えています。また、使用料についても、受益と負担の適正化の観点から、料金改定や減免制度の見直しを実施しています。</p>
40	多目的ホール等を設置し、雑居ビル化(営業時間等が異なる。)すると、建築物単位での社会的劣化に対応困難である。鉄筋コンクリート造は60年以上のハード寿命であり、今回の更新は30年経過を理由としている。鉄筋コンクリート造では過剰投資であり、鉄骨造程度で十分である。集会ならテントでもよいのではないか。公園を使えば済むことである。		
41	多目的ホール等については、エレベータの利用が前提になる。稼働率と受益者負担の関係で、最上階では費用を賄えないと思う。臨海部の工場跡地の空き地を借地して、鉄骨造最短10年最長20年償還の収支計画を策定し、料金水準を決定の上、利用希望団体に対しアンケートなどのマーケティングをしようとして、計画を具体化すべきである。施設利用者の交通費と施設利用原価を対比し、立地条件に関しては、数量化した経済合理性を確保すること。		

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
窓口の集約について		3	
42	今後、高齢化が進むとともに、若い世帯に対して厳しい社会となっているなかで、あたたかな市民サービスが求められる。地域保健担当、地域福祉担当、福祉事務所を市内2か所に集約するのではなく、6か所へ分散させて、きめ細かな対応が求められる。現状の地域保健担当、地域福祉担当に加え、福祉事務所も以前のように6か所に分散させるべきである。		[その他] 本市の歳入は高度経済成長を背景に昭和40年代に急増し、昭和50年度には市税収入と競艇場等の収益事業収入の合計が昭和40年度の5倍以上となりました。こうした豊かな財政に支えられ、福祉・医療等の分野で本市独自の事業を実施したり、公共施設をきめ細かく整備しましたが、これに伴い、歳出額も6倍を超える規模に膨張しました。 その後の経済不況等により財政状況が悪化するなか、人件費の抑制をはじめ、行財政改革の取組を進めてきましたが、なお厳しい財政状況が続くなか、豊かな財政と職員数を有していた当時と同様に、市内6か所ですべてよりきめ細かな対応を図るため施設を整備することは困難です。 今回の取組は、そうした制約があるなかで、高齢化の進行等を踏まえ、より効果的・効率的に行政サービスを提供するため、現行の6地区の窓口を集約し、保健福祉の総合的な相談機能を有した窓口を2か所設置することにしたものです。 なお、市民の利便性を確保するという観点から、引き続き地域に残す必要がある窓口・機能について、現在検討しているところであり、考え方がまとめ次第、改めて市民説明会等を開催したいと考えています。
43	窓口の集約化は人件費削減が目的であるようだが、福祉には人が必要であり、減らすのではなく、地域福祉の充実のため、窓口は6か所を維持してほしい。		
44	高齢化に伴い、組織の肥大化による弊害が言われているが、社会構造の変化に対応していかなければならない。人員削減は社会の活性化に逆行することである。		
仮称・保健福祉センターについて		4	
45	生活保護、福祉窓口といった市民サービス向上のための施設建設や増床は、財政圧迫部門への更なる公費投入となり、賛成できない。		[その他] 今回の取組は、6か所の地域保健担当、地域福祉担当窓口を集約し、総合的な相談機能を有した仮称・保健福祉センターを設置しようとするものであり、単に施設の新設や増床だけを行うものではありません。
46	生活保護、福祉窓口の施設建設や増床よりも、行政経費の見直しが先決事項である。業務繁多、客待ち時間の長短などの課題について数値目標を設定すべきである。少なくとも、銀行窓口での待ち環境より、劣位な待ち時間・空調・椅子等の設備等々の状態を容認してもらって工夫が市役所の仕事であり、この仕事をハード面に転嫁し、納税者に負担させるのはおかしい。ピーク分析を行い、混雑緩和措置を具体的に講じ、混雑コストは、納税者負担とせず、原因者・受益者負担とすること。毎月ごとの定日または、定曜日業務があるなら、平準化すること。		本庁の福祉窓口及び市民窓口は現状においても非常に混雑しており、手続によっては地区ごとに日を分けながら対応するなどの分散化は既に行っていますが、そうしたソフト面での対応だけで緩和できるような状況にはありません。 その上で、現在6か所の地域保健担当で実施している乳幼児健診等に必要なスペースも含めて、既存の床のやり繰りで必要なスペースを生み出すのは不可能であると考えています。 ただし、当然ながら、床の供給過剰にならないようにすることは必要であり、市役所第2駐車場の複合施設を含め、適正な規模となるよう、慎重に検討したいと考えています。
47	生活保護、福祉窓口の施設建設や増床よりも、既存事務所床で対応する工夫が必要であり、財政圧迫部門はやり繰りするべきである。増床が必要となれば、担税力開発・財源涵養力のある部門に対し、現在の敷地建物にこだわらず投資を行うべきである。財政難でありながら福祉の名のもとに必要性だけを強調してことを進めている感がある。		
48	仮称・保健福祉センターを設置する阪急塚口駅周辺とは、阪急塚口さんさんタウンを想定していると考えるが、商業施設に生活保護に関係する方々が来ることは、施設の区分所有者や店舗事業者の理解を得られると考えているのか。このような取組はさんさんタウンの終焉を早めるだけであり、再考するべきである。		[意見を参考とする] 仮称・保健福祉センターの阪急塚口駅周辺での設置場所については、乳幼児健診等の安全・安心な実施や、手続の利便性を考慮し、いただいたご意見も参考とするなかで、今後検討いたします。
防災上の観点について		2	
49	公共施設整備の前提条件として津波対策、地震対策、その他大災害対策についての市民合意が先決ではないか。想定外の浸水被害に対して、公共施設群がどの範囲まで機能するかしないか。市域全域が水没するなら、どうするか。時間をかけて更新整備していくか、ソフト対策で補うか。近在の市民だけでも救助するか、諦めるか。これで公共施設の使命が変わると思われる。この問題を棚上げし、なし崩しで足元の必要性だけを強調してことを進めるのは、市民全員の代理者として、プロが行う仕事ではないと思う。		[その他] 本市の津波対策や地震対策などの災害対策については、尼崎市地域防災計画に基づいて実施しております。 予想される南海地震に対しては、東日本大震災を踏まえ、国の中央防災会議において被害想定の見直しがなされており、本市の地域防災計画も国・県の防災計画の見直しや取組結果を踏まえて、抜本的な見直しを行っていきます。 公共施設についても、防災計画との整合性を図るなかで中長期的に整備更新を進める必要があると考えていますが、一方で、各地区の支所のように、災害時に一定の役割を担う施設でありながら著しく老朽化しているものについては、早急な対策が求められます。そうしたことから、今回の取組対象である支所等については、喫緊の課題として、建替え等を進めていく必要があると考えています。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
50	本庁機能の分散化は、災害を想定して考えるべき課題である。		<p>[意見を参考とする]</p> <p>今回の取組は、平成18年の支所機能の再編以降に生じた課題等を踏まえ、6支所にある地域保健担当等を集約する一方、1所化した窓口等を2所化するものであり、本庁機能の分散化自体を主眼に置いているものではありません。</p> <p>本庁舎については、今後、建替え等の検討を進めるなかで、付加する機能についても検討していきますが、その際には、災害対応の観点からも検討する必要があると考えています。</p>
労働福祉会館、労働センターについて		7	
51	労働福祉のために公共団体が箱モノを提供する時代は、終わったのではないかと。箱モノは、市内民間施設、近隣市、県有など山ほどある。稼働状況を調査し、利活用できると見込まれる。受益者負担の原則で運営できるなら反対しないが、納税者負担が生じるのであれば不要である。「補完性の原則」から再評価を市役所自身でしてほしい。少なくとも赤字施設・受益者偏重施設建設には、ゴーサインは出さない。無駄遣いと評価する納税者が一人でもいる場合、赤字施設は廃止し、更新などをもってのほかとの視座を持つべきである。		<p>[その他]</p> <p>労働福祉会館については、老朽化や利用率の低下という課題を抱えるとともに、利用者が労働団体から近隣の住民へとシフトしていることから、設置目的であった労働福祉行政上の役割は薄れてきていると判断し、労働福祉会館の補完的役割を担う施設である労働センターとともに、廃止に向けた検討や市民説明等を行ってきました。</p> <p>このたび、両施設の廃止等に係る関連条例案が平成24年2月議会で可決されましたことから、両施設は平成24年度末で廃止いたします。</p> <p>なお、労働福祉会館の廃止後の対応としては、労働福祉会館を含めた貸館施設の利用者の利便性向上を図るため、市内の公共施設の空室状況の確認ができるようなシステムの導入等について検討したいと考えています。</p>
52	労働福祉会館、労働センターの廃止により、貸室機能が失われ、手軽に利用できる会館がなくなる。市内には低料金で利用できる貸館がなくて困っている。		
53	労働福祉会館の存続を望む。大小ホール、音楽室、多数の会議室を持つこの会館は貴重である。		
54	労働福祉会館が廃止になってしまうのであれば、新しい中央公民館の供用開始後に廃止するべきである。		
55	労働福祉会館が廃止になってしまうのであれば、新しい中央公民館に、音楽室を設置するべきである。今、コーラスで労働福祉会館を利用している。音楽室は貴重である。		<p>[意見を参考とする]</p> <p>労働福祉会館、労働センターの貸館機能は、地区会館等の施設数を維持することで一定の代替が可能であると考えています。例えば、労働福祉会館と労働センターの利用件数と他施設での空き件数を比較すると、ホールでは平均で6～9倍程度、会議室等では平均で12倍の空き件数があります。</p> <p>ただし、曜日や時間帯によっては労働福祉会館大ホールの利用率がかなり高くなっていることなど、ホール利用のニーズが高いことを踏まえ、施設の機能向上の観点から、市役所第2駐車場の複合施設内にホール等を設置することとしたものです。</p> <p>新たな複合施設内には、一般利用可能な多目的ホールのほか、複数の会議室の設置を考えていますが、上記のとおり、基本的には地区会館等での代替が可能であるとの認識に基づき、複合施設内で確保可能な床面積の範囲内で、部屋を設置していくこととなります。また、音楽室等の特定機能の部屋の設置については、幅広い市民に利用されているかどうかなど、現状の利用実態等も踏まえて是非を検討する必要があると考えています。</p> <p>なお、市役所第2駐車場については、現在でも多くの市民の利用があることから、複合施設設置後も施設の機能に応じて一定の駐車スペースを確保していきたいと考えています。</p>
56	労働福祉会館が廃止になってしまうのであれば、新しい中央公民館に、20～50名の会議室を10室以上設置してほしい。分科会に分かれての研究会に必要である。学校には教室がたくさんあるが、冷暖房がなく、夏冬の利用には適さない。		
57	労働福祉会館が廃止になってしまうのであれば、新しい中央公民館の近くには、広い駐車場が必要である。市役所の駐車場だけでは狭く、平日は利用者で一杯になる。		
公民館について		2	
58	中央公民館の移転後、当該敷地は身体障害者福祉会館(稲葉荘4)の移転先として活用してはどうか。会館の所在地は市バスの便が悪く、園田からは通いにくい。市役所周辺であれば便が多く、大変便利になる。新たな身体障害者福祉会館内には、大中の多目的ホール、教室、展示室のほか、障害者児童ホーム、老人福祉ホーム、各種事務所等を設置してほしい。		<p>[その他]</p> <p>施設の廃止に伴い生じる遊休地は、当該遊休地周辺の状況を見ながら、現役世代の転入・定住を促進するため、基本的には優良な住宅等の形成並びに新施設建設の財源確保に活用したいと考えています。</p>
59	神戸市しあわせの村、大庄まつり、三和本通商店街、大阪の若年性認知症の方たちに音楽をお届けしており、その練習に大庄地区会館を利用している。 自宅に近い大庄公民館では、利用は5名以上からということであった。大庄地区会館は利用できて、なぜ大庄公民館は利用できないのか。たとえ一人でも、施設存続のため利用に供したほうが良いと思う。5名以上に達しない分の割増料金等はもちろんお支払いする。柔軟な対応をお願いしたい。		<p>[その他]</p> <p>貸館機能を有する市立施設といたしまして、本市では、地区会館や公民館等があります。</p> <p>地区会館は、市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図るための各種研修・レクリエーション・集会の場を提供する施設として、また、公民館は、組織的な教育活動を行う社会教育のための施設としてそれぞれ設置しているところです。</p> <p>このように双方の設置目的が異なる中で、本市の公民館におきましては、団体またはグループの利用基準を5人以上と定めることにより、市民の組織的な社会教育活動の展開を目指した運営に心掛けているところであり、現時点におきましては、下限制限は必要であると考えております。</p>

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
尼崎養護学校について		1	
60	尼崎養護学校の市内移転は20年来の要望事項であり、一年でも早く実現してほしい。県立塚口病院跡地に、医療機関とともに尼崎養護学校の建設を望んでいる。		[その他] 「素案のたたき台」に記載のとおり、尼崎養護学校の移転の場所及び時期等については、平成24年度のできるだけ早い時期に市の案を提示します。
東園田地区の施設存続を求める意見		34	
東園田／地域特性への配慮等について		(4)	
61	東園田と西園田は藻川で隔てられており、それぞれの地域で独自のコミュニティを形成してきたことから、市は西園田地域に支所と公民館を、東園田地域に出張所(現阪急園田証明コーナー)と園田地区会館とを設置し、住民をサポートしてきたものである。それをどちらかに統合するのは無理なことである。		[その他] 本市における「地域」の捉え方には様々ありますが、過去の町村合併の歴史を背景として、市民に最も浸透しているのが「6地区」であること、また、厳しい財政状況や人口の減少傾向等も踏まえるなかで、公共施設の最適化を考える上では、この「6地区」を最小単位としています。 道路や鉄道等の形状、また、歴史的な経緯等による住民意識の差異は園田地区以外でもありとされており、そうしたことを理由に、「6地区」をさらに東西・南北に分けるという考え方は持っておりませんが、地域の皆様のご意見を丁寧にかがうなかで、地区全体としての最適化が図られるような方向で、施設の設置場所を決めていきたいと考えています。
62	東園田と西園田は藻川で隔てられており、それぞれ地域の独自性があるため、一方の側が極めて不利益を招くことになる。		
63	地区会館と支所の統合を先に決め、その後に統合先の場所を決めようとしているが、園田の場合、藻川を挟んで東西に分かれて両施設があるので、このやり方では両地域の住民同士が対立する。市がこのような劣極なやり方をして良いのか。		
64	近年の交通や公共施設の切り捨ては、東園田の住民は税金を納めるだけで、何の行政サービスの恩恵にも預かれないということか。		
東園田／地域の活性化等について		(2)	
65	今回の計画では、本庁窓口の混乱解消のために本庁南側に保健福祉センタービルを建てるとしているが、これは地域の役所を強化していこうとする時代の流れに逆行するもので、市民の願いにも反している。支所や証明コーナーの充実を図り、65才以上に利用を制限しているのを撤廃すれば、保健福祉センタービルを建てる必要はない。		[その他] 証明コーナーのように、各種手続の目的で市民が訪れる窓口と、地域振興センターのように、地域のまちづくり等を担う拠点とは、本来的にはあるべき配置の形が異なるものであり、地域の活性化や市民自治を推進していく上で、両者が一体であることは必須事項ではないと考えています。 そうした認識に基づき、今回の取組においては、窓口機能は市域内の配置バランスや市民の利便性に着目して集約化と相談機能の強化を図る一方、市民自らがまちづくりの担い手として活動するための拠点となる地域振興センター及び地区会館は、人口減少が予想されるなかにあっても、引き続き現行の拠点数を維持し、地域に密着した各種取組の充実・活性化を図ることとしています。
66	支所や証明コーナーは近い将来の導入課題となっている地域住民協議会の事務局にもなるものであり、存続に努力するべきである。		※窓口を現行か所数のまま充実化するべきとのご意見に対する市の考え方は、No.42～44をご参照願います。
東園田／防災上の観点について		(6)	
67	平成18年の局地ゲリラ豪雨で東園田地域全体が浸水した際には、園田支所でさえ実情を把握できず、救援の手立が遅れた。もし、阪急園田証明コーナーや園田地区会館がなければ、もっと長く放置されていたと考えられる。国の猪名川河川事務所の出張所や消防署の分署がこの地域にあるのも、このような危険に対処するためである。 巨大地震の発生や津波の危険性を考える必要がある中で、地域の防災拠点である阪急園田証明コーナーや園田地区会館をなくすことは許されない。		[その他] 阪急園田証明コーナーはあくまでも証明書発行等を行う施設であり、園田地区会館は貸館を行う施設であるとともに災害時における指定避難場所としているところ。防災拠点を含め、防災体制のあり方については引き続き検討すべき課題であると認識しておりますが、現時点において防災上の役割を第一義的に担うのは、地域振興センターや消防局等であるとと考えております。 なお、従前からの指定避難場所と併せて、民間も含めた高層ビルやマンションを津波等一時避難所として指定するなど、地域住民等の安全確保に向けた取組を進めています。 また、今回の取組では、地域振興センターと地区会館との複合化による建替えを行うこととしていますが、設置場所等については、地域の皆様のご意見もうかがうなかで、今後検討したいと考えています。
68	東園田地域として今後の大災害に備えるには、園田地区会館を3階以上に建て替え、耐震化、備蓄の確保、拠点を2階以上に移し、エレベータを設置するなど、地域の防災拠点としての充実を図るべきである。		
69	園田地区会館のある4丁目は尼崎でも住環境の良い地域で、2階以上の住宅はほとんどない。これは市の指導によるものである。洪水や津波の避難場所は、園田地区会館が一番近い。どうしても統合が必要なら、園田地区会館は防災を中心に考えた会館に建て替えてほしい。		
70	園田地区会館及び阪急園田証明コーナーは東園田の防災拠点の施設であり、それらをなくすことは、各地で盛んに取り組まれている防災計画推進の観点からも逆行する。		

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
71	東園田町は藻川と猪名川に囲まれた地区であり、災害(水害)が起きた際の災害対策の一つとして園田地区会館は拠点としなければならない施設である。		(市の考え方は前ページに記載)
72	阪神大震災の際、園田地区会館は被害も少なく、多くの方の避難場所になった。建物については耐久性にも富んでいると聞いている。		[その他] 園田地区会館は昭和50年度にしゅん工し、旧耐震基準で設計されているとともに、しゅん工から35年以上が経過するなかで、経年による劣化も懸念されるところです。 また、耐震改修工事自体は施設の寿命を延ばすものではなく、いずれは建替え等が必要となることから、今回の取組のなかで、同じく老朽化が進む支所(地域振興センター)と地区会館との複合化による建替えを行う必要があると考えています。
東園田／窓口の集約等について		(9)	
73	阪急園田証明コーナーは、一時廃止とされていたものが市民の力で縮小されながらも残ったものである。		[その他] 証明コーナーは平成18年の支所再編時の議論等を踏まえて設置しているものですが、住基ネットの普及に伴い、住民票の添付が必要な手続が減っていることなどを背景に、本庁窓口を含めた全体の処理件数が減少しており、特に証明コーナーの処理件数が大幅に減少しています。阪急園田証明コーナーも同様で、平成15年の実績をもとに設定した当初予定件数と比較して、45%程度も件数が減少しており、非効率な運営となっています。
74	東園田地域では、地域の小さな市役所、子育てや地域コミュニティの拠点を守れと市内のどの地域よりも強力な反対運動が起こり、市も反省したのではないのか。その時代よりも住民は高齢化し、日常生活の移動範囲は狭くなっている。		また、証明書交付等の市民窓口は、現在よりも件数が多かった平成16年の調査でも、年に2、3回までの利用が9割以上を占めるなど、もともと利用頻度が低いことも踏まえ、窓口の集約による効率化を図るべきであると判断したものです。
75	東園田地域から園田地区会館と阪急園田証明コーナーを奪おうとするなら、東園田地域には住民をサポートする公共施設が皆無となってしまう。これを推し進めるのであれば、これまで以上の反対運動が起きるのは必至である。67年前に市が園田村を強引に合併し、大反対運動が起きたことを思い出してほしい。		集約化に伴う課題への対応としては、既存のサービスとして各種証明書の郵送による請求をご利用いただけるほか、コンビニエンスストアで交付を受けられるサービスの導入や、これまで以上に混雑が予想される本庁、阪急塚口サービスセンターの拡張等を検討しています。
76	園田地区会館と阪急園田証明コーナーの統合や廃止は、高齢者にとって困難を極める。高齢者は車を使える人ばかりではなく、足腰が弱って歩くこともままならなくなる。市役所から遠いところほど、市民への配慮が必要である。		なお、園田地区会館については廃止するのではなく、地域振興センターとの複合化による建替えを行い、災害時の一時避難場所としても活用できるなど、施設の機能・利便性の向上を図ることとしています。また、施設の設置場所は、時間を掛けて地域の皆様のご意見をうかがうなかで、成案化することとしています。
77	本庁まで有料のバスを利用し、混雑している窓口で長時間待たされるのはまっぴら御免である。住民サービスの立場から逸脱している。		
78	阪急園田駅からは、本庁または新サービスセンターに行くための直通の市バスがない。また、阪急塚口サービスセンターに行くのも、高齢弱者には大変な仕事である。		
79	東園田は市役所、支所から離れており、小さくとも証明コーナーがあることは大変助かっている。		
80	戸ノ内の住民は他の場所だと遠くなるため、阪急園田証明コーナーはできるだけ残してほしい。		
81	もし園田地区会館と阪急園田証明コーナーを廃止するなら、地域住民にとってプラスになる何かを考えること。		

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
東園田／複合施設の設置場所について		(8)	
82	東園田地域は40年以上前から地域活動の活発なところである。その活動を支えてきたのが園田地区会館であり、それは園田地区の中心にあるからである。 地域振興センターの活動が地域住民に浸透しないのは、その位置に原因がある。地区会館、園田支所、阪急園田証明コーナーの利用人数を調べれば、どの位置に考えればよいかは明らかである。 園田支所は、すぐそばに園田公民館があり、そこに地域の人たちの必要なコーナーは考えられるはずである。		[その他] 各地区に建設する複合施設の設置場所については、「素案策定の基本的な考え方」に係る市民説明会等の場においても市民の皆様のご関心が強く、丁寧にご意見をうかがう必要があると考えました。 そうしたことから、「素案のたたき台」では、施設の設置場所を特定せず、時間を掛けてご意見をうかがうなかで、成案化することとしました。 今後は、地区内で考えられる候補地をメリット・デメリットとともにお示しするなかで、地域の皆様のご意見を丁寧にうかがい、地区全体としての最適化が図られるような方向で、施設の設置場所を決めていきたいと考えています。
83	もし統合先が西園田なら、高齢者にも子どもを連れて母親にも、藻川に架かる危険な橋を越え、西園田に出かけるのは無理であり、生きがいや子育て支援が奪われ、東園田地域のコミュニティの拠点がなくなってしまう。		
84	園田地区会館は利用率が高い。これをなくしてしまうと、地域のコミュニティ拠点がなくなってしまう。		
85	園田地区会館で絵本や紙芝居をよく借りていたが、小さい子ども連れでは川を渡って西園田まで行くのは大変である。		
86	東園田町会行事で年に何回か園田地区会館を利用しているが、これがなくなると、敬老会など300人以上集まるような集会在島の内でできなくなる。		
87	藻川、猪名川に囲まれた東園田地区には地区会館しかホールがない。防災講演会、町会総会など、地域住民が集まる拠点となっている。		
88	地区会館のような場所がないと、高齢者や障害をお持ちの方は家に籠りがちになる。もし園田地区会館が現在の園田支所の場所に統合されれば、東園田地域に住む高齢者は利用できなくなってしまうので、園田地区会館は今の場所に残してほしい。		
89	地域のお母さんたちの子育てのお手伝いをしているが、お母さん方に参加してもらうには園田地区会館のような広い場所が必要である。		
東園田／複合施設の規模や機能等について		(4)	
90	園田地区会館も阪急園田証明コーナーも、東園田地域に不可欠なものであるため、津波対策や高齢者対策(エレベータ設置)にも配慮し、園田地区会館を現在地で建て替え、証明コーナーの機能を拡充して収容してほしい。		[その他] 各地区に建設する複合施設については、現行の地区会館と同様の貸館機能と、支所機能のうち地域振興センター及び支部社協、コミュニティルームを設置し、津波を含めた災害時の一時避難所としても活用できるよう、3階建て以上の高さとするほか、エレベータの設置、一定の駐車スペースの確保等が必要であると考えています。
91	園田地区会館を現在地で建て替えて、支所機能を全て設置する、または、敷地を売却して阪急園田駅北側の空地を購入して移転し、北側ロータリーの整備も同時に行ってはどうか。		なお、今回の取組全体として、ファシリティマネジメントの考え方を踏まえ、コストと便益の最適化を目指すこととしていることから、施設の大きさについては、必要な機能を設置するための最小規模とする必要があると考えています。
92	園田地区会館を東園田町会内において、耐震性を強化した3階建て以上に建て替え、車いす利用者用のエレベータを設置し、最上階は災害避難場所にも使える多目的大ホールとするとともに、駐車場も台数を増加して確保すること。		※窓口の集約についての市の考え方は、No.42～44を、施設の設置場所についての市の考え方はNo.82～89を、地域の活性化と今回の取組についての市の考え方はNo.65～66をご参照願います。
93	特区として、(東園田に)支所、保健所、ホール、会議所、交番、一般商業施設も入れ、防災拠点となる総合ビルを建設してはどうか。市の行政赤字悪化を回避するという事は理解できる面もあるが、人口数や利用者数で考えるのではなく、地域の活性化も考えるべきである。		
東園田／その他		(1)	
94	戸ノ内地区には3つも公共施設があるが、1つは全く機能していないのではないかと。		[意見を参考とする] 今回の取組は公共施設の最適化に向けた第1歩であり、今後は、持続可能なまちづくりを進めるため、ご指摘の施設も含めた公共施設全体の状況を把握するなかで、施設の数、配置や機能の最適化を図るとともに経済的なコストで、適量かつ良好な品質の施設を提供するよう取り組みたいと考えています。